

タイと日本間における特許審査ハイウェイ (PPH, Patent Prosecution Highway) の状況

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd. Prasit Siricheepchaiyan



Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィスは(バンコク)は 2000 年設立。2013 年にはミャンマーにもオフィスを開設している。当事務所のエグゼクティブである Siricheepchaiyan 氏は元審査官であり、機械工学審査部長を務めた経歴を有する。

タイと日本間の P P H については 2014 年 1 月より 2 年間の試験期間として導入が開始されているが、2014 年 10 月 22 日に、知的財産局 (D I P) を訪問し、PPH の展開及び現状について特許審査部門の機械グループリーダー、Suwatchai Boon-arec 氏(Head of Engineering Group)にヒアリングを実施した。

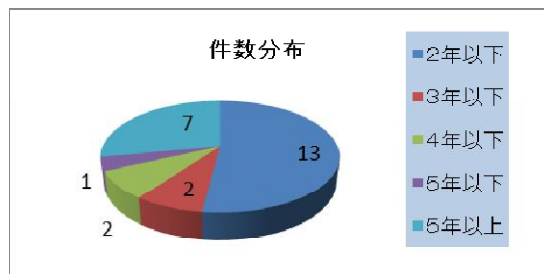
5 月のヒアリング時点では、P P H 適用申請事案の件数は 24 件と非常に少なかったが、それ以降増加傾向にあり、2014 年 1 月以降から現在 (10 月 22 日)迄の受理件数は 59 件となった。その中には既に登録に至ったものもある。

正直なところ 5 月時点でヒアリングした印象としては、P P H 導入のメリットがどの程度となり得るかは疑問との感想であったが、D I P 提供のリストを見る限り、相応の成果が確認される。上述の受理案件 59 件について、PPH 適用申請事案リストを調べたところ、以下のようになった。

ステータス	該当件数
登録済み	25 件
実体審査係属中	7 件
実体審査待ち	27 件

結果の信頼性についてはリストの正確性に依拠するものであり、あくまでも目安と認識すべきものと思われるが、P P H 適用出願の内、実に 40% 以上の出願が既に登録に至っているとの事実は、衆目に値するものと言えるのではないだろうか。

更に、登録済みである25件について、タイにおける出願日から登録迄の所要期間について、件数分布を表したものが下図である。



この結果によれば、13件、全体の52%に相当する出願が、出願後2年以内に登録されている。

一般的に、タイにおいて特許出願が登録される迄の所要期間は3～4年、もしくはそれ以上と言われている。従って、PPH適用による審査の迅速化は確実に図られているものと考えられ、PPHの適用には期間短縮という観点において、大きなメリットがあるものと判断されよう。

尚、この機会に改めて現在の特許審査官の実数、方式審査および実体審査待ち出願の件数（バックログ）を確認した。

まず、特許部門の審査官は41名、内23名が実体審査担当とのことである。これとは別に、意匠部門の審査官は15名で、総勢56名在籍している。またバックログについては、方式審査待ち出願が1万件、実体審査待ち出願が2万件と、DIPは依然として大量の滞留案件を抱えている。

ヒアリングにおいて、PPH適用出願は、他の出願から選り分け、別枠として取扱われている旨を確認した。この点を考慮しても、PPHの適用は有効な手段であると判断される。

更に、ITインフラの整備、そして電子出願の導入計画についても併せて確認した。DIPデータベースの整備については、既に改善作業が進められており、今後、ドキュメントのダウンロードシステムや、ステータス情報の拡充化が図られる見通しである。また、電子出願については、2014年10月20日より試験的プログラムがスタートしており、2015年1月からの正式スタートする予定である。

今回のヒアリングを通じて、DIPにおいては種々の環境整備、改善が確実に進められているものと感じられた。タイは日本からの出願が全体の過半数を占めている。その中核組織であるDIPにおいて、このような進展が認められるとの事実は、非常に好ましい状況と言えよう。



タイ知的財産局 (DIP)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)